

第2次佐倉市環境基本計画

骨子

2019年（令和元年）8月

目 次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の目的と位置づけ.....	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象範囲	4
5 計画の推進主体	6
第2章 計画策定の方向性.....	7
1 環境問題をとりまく社会情勢の変化.....	8
2 市内の環境の現状.....	16
3 環境に関する市民・事業者の意識.....	24
4 前計画の進捗評価.....	26
5 計画策定にあたっての課題と対応.....	29
第3章 環境像と基本目標.....	39
1 目標とする環境像.....	40
2 基本目標	41
第4章 環境施策	47
1 環境施策	48

《以下の項目は、計画書に掲載予定》

基本目標 1 豊かな自然を守り育てるまち	●
基本目標 2 限りある資源を有効に利用するまち	●
基本目標 3 安心して快適に暮らせるまち	●
基本目標 4 地球環境に配慮した暮らしを実践するまち	●
基本目標 5 協働による環境活動の楽しさを未来に伝えるまち	●

第5章 (仮称) 重点プログラム	●
-------------------------------	----------

第6章 計画の進行管理	●
--------------------------	----------

1 計画の推進体制	●
2 計画の進行管理	●

参考資料	●
-------------------	----------

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

今日の環境問題は、ごみの増加、水質汚濁、ヒートアイランド現象、自然の喪失といった身近な問題から、地球温暖化による気候変動などの地球規模の問題に至るまで多岐にわたります。このような環境問題の多様化は、物質的な豊かさを重視する経済活動やライフスタイルそのものが原因であり、特に地球温暖化による気候変動については、生物多様性はもとより人類の存続をも脅かす恐れが指摘されています。

私たちは、日々刻々と変化している社会や経済の状況を踏まえながら、かけがえのない環境を未来の世代に引き継いでいかなければなりません。

本市では、市民がいつまでも健康で文化的な生活を送ることができるよう、1997（平成9）年4月に「佐倉市環境基本条例」（以下、「環境基本条例」といいます。）を施行しました。1998（平成10）年3月には、環境基本条例に基づき、「佐倉市環境基本計画」を策定し、同計画に基づく基本方針の実現を目指して、印旛沼の再生や谷津環境の保全、公害対策やごみ減量など市の環境の保全および創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

「佐倉市環境基本計画」の計画期間が2018（平成30）年度で満了したことに加え、東日本大震災以降の社会環境の変化や人口減少社会への移行、2030 アジェンダ（SDGs）^{※1}やCOP21におけるパリ協定の採択、生物多様性の保全への対応、気候変動への適応など、新たな環境課題に対応するために、「第2次佐倉市環境基本計画（以下「本計画」といいます。）」を策定し、環境の保全等に関するさらなる取組を推進していきます。

佐倉市環境基本条例第3条（基本理念）

- 1 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境が、全ての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、その環境を将来にわたって維持及び向上させ、かつ、現在及び将来の世代の市民がその恵沢を享受することができるよう適切に推進されなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、環境資源の利用について世代間の格差が生じぬよう、全ての者が生活様式及び生産・消費様式の在り方を問い合わせし、環境資源の合理的、効果的及び循環的な利用に積極的に取り組むよう推進されなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、人と自然が共存できるよう多様な自然環境が保全され、及び自然の物質循環を損なうことなく、地域の自然、文化、産業等の調和がとれた、潤いと安らぎのある快適な環境を形成していくよう推進されなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることにかんがみ、全ての者がそれぞれの役割のもとで身近な問題として考え、及び自主的かつ積極的に行動するよう推進されなければならない。

※1 2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための2030（令和12）年までの国際開発目標で、相互に密接した17のゴールと169のターゲットから構成される持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）を掲げている。

2 計画の目的と位置づけ

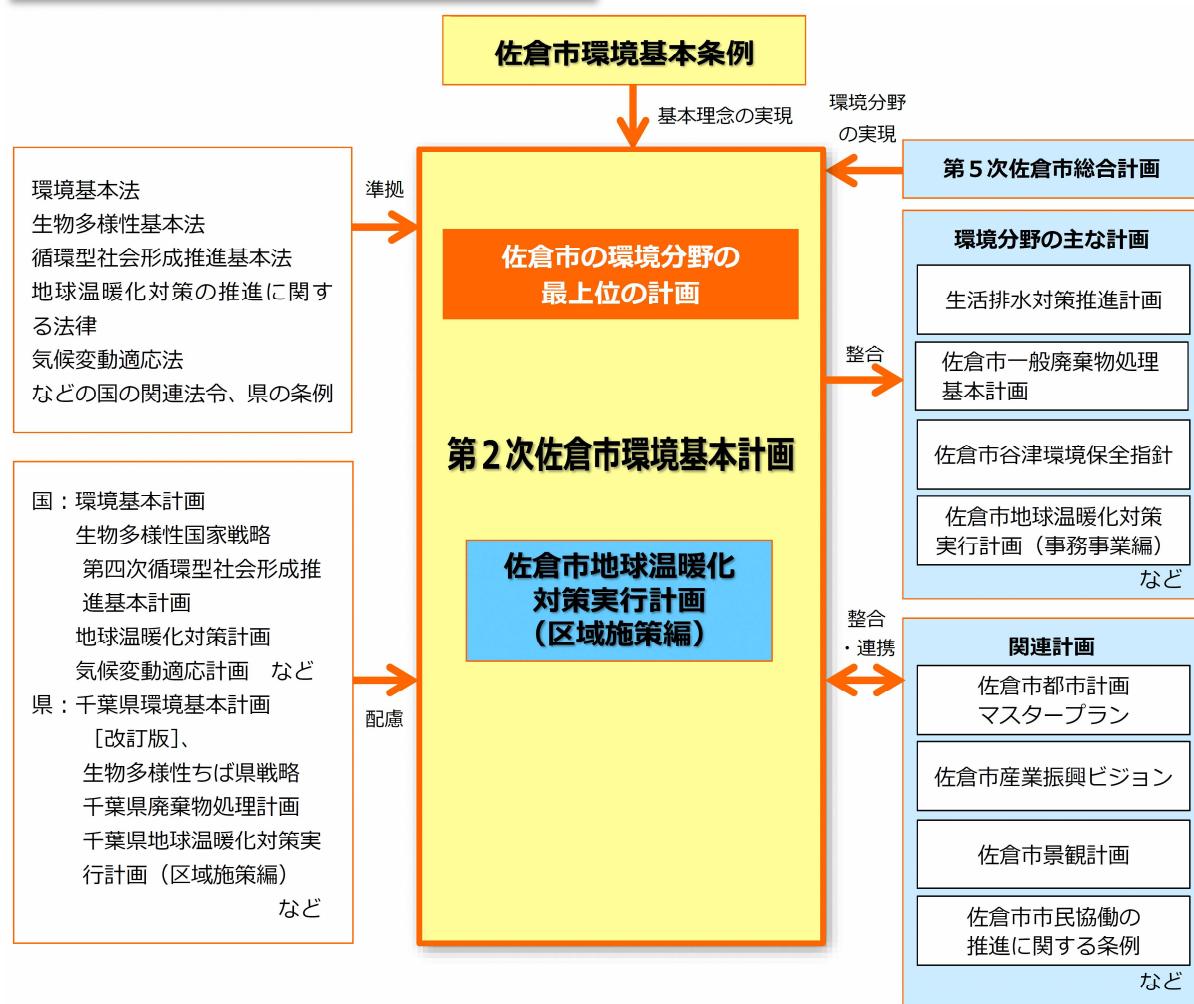
本計画は、環境基本条例の基本理念（第3条）の実現に向けて、環境の保全および創造に関する施策を示すとともに、市民、事業者、市のそれぞれが担うべき取組を明示するものです。本市のまちづくりの最上位計画である「第5次佐倉市総合計画」に掲げる環境施策を実現するための計画でもあり、本市の環境に関連する計画においては最上位に位置づけられます。また、市が施策の策定及び実施を行うに当たっては、本計画と整合を図るよう配慮しなければならないとされています。

さらに、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「佐倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含した計画として位置づけます。

本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮するとともに、本市が策定する環境に関連するその他の計画や各種事業計画などと整合を図っています。

また、本計画の推進にあたっては、SDGsの達成に向けて、環境・経済・社会をめぐる様々な課題の解決に資するように取組を実施します。

第2次佐倉市環境基本計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、中・長期的な将来を見据えながら、「第5次佐倉市総合計画」の期間との整合を図り、2020（令和2）年度から2031（令和13）年度までの12年間とします。

また、佐倉市総合計画の見直しや、国・県における法改正及び関連計画の見直し等に伴い、必要に応じて中間見直しを実施します。

4 計画の対象範囲

本計画では、身近な環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題まで、総合的に捉えていくものとします。

対象分野は、①自然共生社会、②循環型社会、③安全・安心社会、④低炭素社会、⑤環境保全活動の5分野とし、身近な地域レベルの環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。また、対象とする地域は佐倉市全域とし、広域的な取組が必要なものについては、国、県、周辺市町などと協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

なお、従来は環境分野のものと考えられなかった課題であっても、環境分野における取組が課題の解決に資すると考えられるものについては、本計画の対象に含めて取り組むものとします。

第2次佐倉市環境基本計画の対象範囲

対象分野	対象範囲
自然共生社会	生物多様性、みどり・水辺、水循環、公園、自然景観 など
循環型社会	ごみの発生抑制・再使用・再資源化（3R）、ごみの収集処理 など
安全・安心社会	公害防止、環境美化、不法投棄 など
低炭素社会	地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー、気候変動への適応 など
環境保全活動	環境教育・環境学習、環境情報、環境活動、協働 など

5 計画の推進主体

本計画の推進主体は市民^{*1}、事業者、市^{*2}とし、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を、協働により実践していきます。

第2次佐倉市環境基本計画の推進主体

市民

- 良好的な環境の実現に主体的に取り組み、日常生活において自らの生活行動が環境を損なうことのないように配慮します。
- 環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。

事業者

- 事業活動を行うにあたっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、良好な環境の実現への妨げとなることのないよう、自己の責任と負担において必要な措置を講ずるよう最大限の努力をします。
- 市の規制を遵守するとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。

協働で計画を推進

市

- 環境の保全及び創造を図るため、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。
- 環境の保全及び創造に関する市民意識の高揚に努めます。
- 必要に応じ、国、県等に対し市の施策に関する協力を要請し、良好な環境の実現に努めます。

*1 市民には、市民団体、NPO を含む。

*2 市には、市が参加している協議会組織、公益法人等を含む。

第2章 計画策定の方向性

1 環境問題をとりまく社会情勢の変化

前記の計画期間内（1998（平成10）年度～2018（平成30）年度）における主な社会情勢の変化は、次のとおりです。

世界の動向

持続可能な開発のための2030 アジェンダ

経済発展、技術開発により、人間の生活は物質的には豊かで便利なものとなりましたが、一方で、私たちのこの便利な生活は、温室効果ガスによる気候変動や地球上の生物多様性の喪失など、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境の悪化をもたらしています。

国際社会は、2001年に策定されたミレニアム開発目標（Millennium Development Goals：以下「MDGs」）を開発分野の羅針盤として、15年間で一定の成果を上げましたが、教育、母子保健、衛生といった未達成の目標や、深刻さを増す環境汚染や気候変動への対策、頻発する自然災害への対応といった新たな課題が生じるなど、MDGs の策定時から、開発をめぐる国際的な環境は大きく変化しました。

こうした状況に取り組むべく、2015（平成27）年9月の「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」（以下、「2030アジェンダ」と表記します。）は、国際社会全体が、これらの人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んで行くことを決意した画期的な合意です。

「2030アジェンダ」は、相互に密接に関連した17のゴール（目標）と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むことを誓っています。

SDGs は、17のゴールが相互に関係しており、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益（マルチベネフィット）を目指すという特徴を持っています。特に SDGs の数多くのゴール・ターゲットに、環境そのものの課題や地球環境と密接に関わる課題が含まれることから、環境分野での取組が経済社会システム・ライフスタイル・技術のイノベーションの創出と経済・社会的課題などの同時解決に資する効果があります。

SDGs は、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、地球を保護し、全ての人が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動を呼びかけるものですが、SDGs の達成のためにには、国家レベルだけでなく、市民、事業者、市などの社会の多様な主体が連携して行動していく必要があります。

そのため、本市の環境施策の推進においても、SDGs の達成と深い関りがあることを認識し、持続可能な社会の実現に寄与していくことが求められています。

持続可能な開発目標（SDGs）における17の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



目標1【貧困】

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。



目標2【飢餓】

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。



目標3【保健】

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



目標4【教育】

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



目標5【ジェンダー】

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行なう。



目標6【水・衛生】

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。



目標7【エネルギー】

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。



目標8【経済成長と雇用】

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標9【インフラ、産業化、イノベーション】

強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。



目標10【不平等】

国内及び各国家間の不平等を是正する。



目標11【持続可能な都市】

包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



目標12【持続可能な消費と生産】

持続可能な消費生産形態を確保する。



目標13【気候変動】

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。



目標14【海洋資源】

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。



目標15【陸上資源】

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。



目標16【平和】

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的に説明責任のある包摂的な制度を構築する。



目標17【実施手段】

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

資料：国際連合広報センターウェブサイト、持続可能な開発のための2030アジェンダと日本の取り組み（外務省）

■ パリ協定

2015（平成27）年12月、パリで開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、2020（令和2）年以降の温暖化対策の国際的枠組みとなる「パリ協定」が正式に採択され、2016（平成28）年11月に発効しました。

「パリ協定」では、「世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）にすること」などが目標として定められ、先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が、目標達成に向けた取組を実施することとされています。

■ 生物多様性戦略計画 2011-2020（愛知目標）

2010（平成22）年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約締約国会議（COP10）において採択された「生物多様性戦略計画2011-2020（愛知目標）」は、生物多様性条約の3つの目的、①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、を達成するための新たな世界目標です。

戦略計画2011-2020は、2050（令和32）年までに「自然と共生する」世界を実現するビジョン（中長期目標）をもって、2020（令和2）年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動の実施（短期目標）及び20の個別目標（愛知目標）の達成を目指すものです。

生物多様性戦略計画 2011-2020（愛知目標）

◆個別目標/愛知目標

- | | |
|---|--|
| 目標1 人々が生物多様性の価値と行動を認識する | 目標11 土地の17%、海域の10%が保護地域等により保全される |
| 目標2 生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合に国家勘定、報告制度に組み込まれる | 目標12 絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される |
| 目標3 生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される | 目標13 作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される |
| 目標4 すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する | 目標14 自然の恵みが提供され、回復・保全される |
| 目標5 森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する | 目標15 劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する |
| 目標6 水産資源が持続的に漁獲される | 目標16 ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される |
| 目標7 農業・養殖業・林業が持続可能に管理される | 目標17 締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する |
| 目標8 汚染が有害でない水準まで抑えられる | 目標18 伝統的知識が尊重され、主流化される |
| 目標9 侵略的外来種が制御され、根絶される | 目標19 生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される |
| 目標10 サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する | 目標20 戦略計画の効果的な実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する |

資料：COP10・11の成果と愛知目標（環境省）

国の動向

第五次環境基本計画

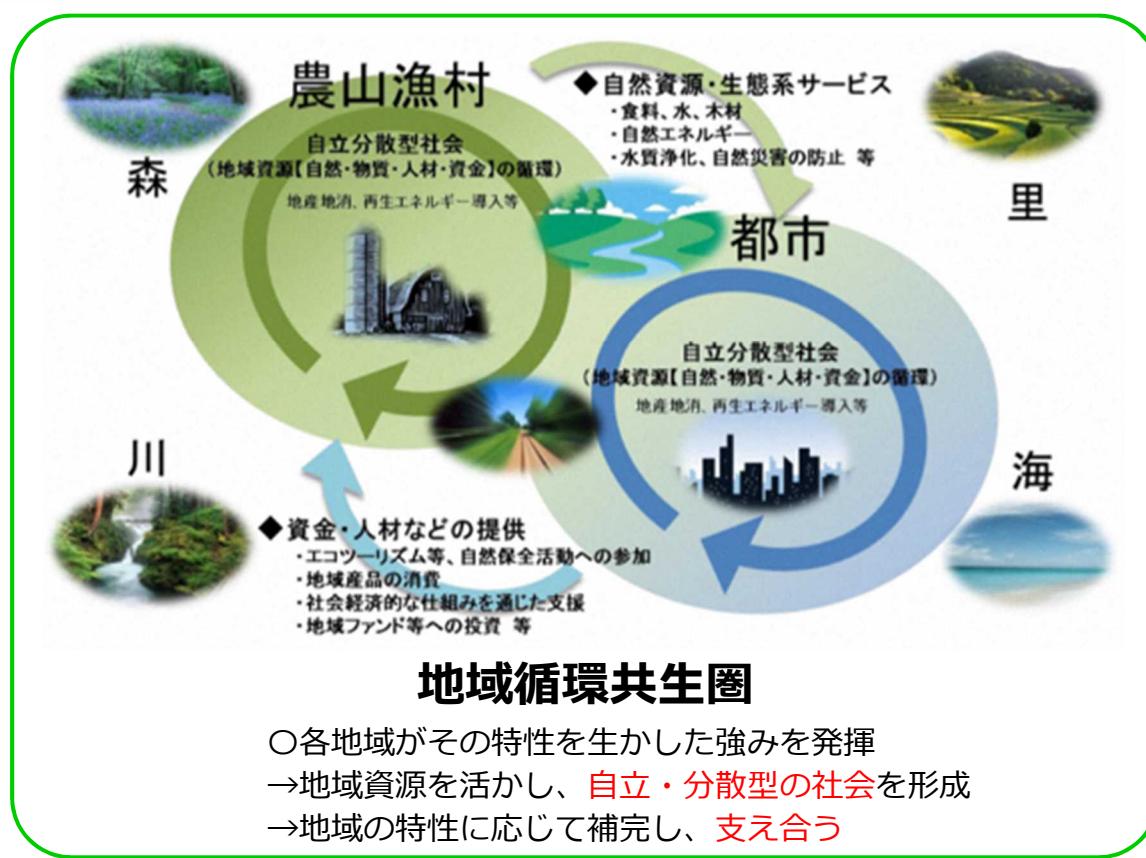
2018（平成30）年4月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」では、目指すべき持続可能な社会の姿のひとつとして、「地域循環共生圏」の創造を掲げています。

「地域循環共生圏」とは、各地域が有する自然資源、生態系サービス、資金・人材などを活かして自立・分散型の社会を形成しながらも、地域の特性に応じて地域資源を補完し支え合う考え方のことです。

「地域循環共生圏」の創造に向けて、「SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化すること」を掲げ、環境政策を契機に、あらゆる観点からイノベーションを創出し、経済、地域、国際などに関する諸課題の同時解決と将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくとしています。

また、「地域循環共生圏」の創造に向けた施策の展開として、「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」など分野横断的な6つの重点戦略を設定し、さらに、重点戦略を支える環境政策として、「気候変動対策」をはじめとする6つの分野が示されています。

「地域循環共生圏」の概念図



資料：第五次環境基本計画の概要（環境省）

自然共生社会の形成に向けた戦略策定

2012（平成24）年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」において、2020（令和2）年までに取り組むべき施策の方向性として、「生物多様性を社会に浸透させる」、「地域における人と自然の関係を見直し・再構築する」、「森・里・川・海のつながりを確保する」、「地球規模の視野を持って行動する」、「科学的基盤を強化し、政策に結びつける」の5つの基本戦略が設定されました。

また、その達成状況の中間評価を受け、2016（平成28）年11月に「生物多様性国家戦略2012-2020の達成にむけて加速する施策」が取りまとめられました。加速する施策は、日本の生物多様性を巡る現状や課題をふまえ、①生物多様性の主流化に向けた取組の強化、②生物多様性保全と持続可能な利用の観点から見た国土の保全管理と生態系サービスの利用、③野生生物の保護管理と外来種対策の加速、という3つの取組を設定し、目標の達成を目指しています。

健全な水循環に向けた法整備、計画策定等

水は生命の源であり、絶えず地球を循環し、大気・土壤などを含む自然構成要素と相互に作用しながら、生態系に広く多大な恩恵を与え続けてきました。しかし、近年、都市部への人口の集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動などの様々な要因が水循環に変化を生じさせ、それに伴い、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響といった様々な問題が顕著となっています。

健全な水循環を維持・回復するための施策を包括的に推進していくため、2014（平成26）年に水循環基本法が制定され、それに基づき2015（平成27）年には「水循環基本計画」が閣議決定されました。

水循環基本計画では、森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域等において、水循環に関する施策を通じ、流域において関係者が連携して人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を良好な状態に保つ、または改善に向けた活動することを「流域マネジメント」とし、これを推進していくこととしています。

循環型社会の形成に向けた計画策定等

2018（平成30）年6月の「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、「第三次計画」で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き重視するとともに、環境・経済・社会の統合的向上に向けた重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「循環分野における基盤整備」などを掲げています。

また、こうした方向性のもと、「バイオマスの地域内での利活用」、「シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価」、「家庭系食品口半減に向けた国民運動」、「高齢化社会に対応した

廃棄物処理体制」などの取組を推進することとしています。

さらに、2019（令和元）年5月には、「食品ロス削減推進法」が成立し、食品生産から消費までの各段階で食品ロス減少へ取り組む努力を「国民運動」として位置づけられました。

低炭素社会の形成に向けた法改正等

国は、「パリ協定」に向けて、「国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度に2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%減）」とする温室効果ガスの削減目標を立て、その実現を目指し、2016（平成28）年5月に「地球温暖化対策推進法」の改正を行うとともに地球温暖化対策に関する総合的な計画である「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。

また、2018（平成30）年7月に策定された国の「第5次エネルギー基本計画」では、2030（令和12）年に向けて、徹底した省エネルギーの推進を前提に、再生可能エネルギーは22～24%とする電源構成（エネルギー믹스）目標の確実な実現を目指すとしています。

国内での再生可能エネルギーの普及状況についてみると、2014（平成26）年7月に開始された「固定価格買取制度」を契機に、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの利用が急速に普及しており、機器についても技術革新によりエネルギー変換効率の向上や設置コストの低減などが進んでいます。

市民や事業者の省エネ意識については、東日本大震災の発生を契機に行動が大きく変化し、節電などの取組は、日常的な習慣となり、定着しつつあります。

気候変動適応策の推進

地球温暖化を伴う気候変動は、人間社会や自然の生態系の危機に繋がると考えられており、既に集中豪雨や干ばつといった異常気象による災害が世界中で発生し、甚大な被害が報告されています。

既に起こりつつある気候変動影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うことを「適応」と言い、低炭素社会の形成を目指す「緩和策」とともに、既に生じている温暖化による影響に適切に対応する「適応策」に積極的に取り組む必要があることから、2018（平成30）年6月に「気候変動適応法」が成立し、11月に「気候変動適応計画」が閣議決定されました。

気候変動適応計画では、影響が既に生じているまたはその恐れがある主要な7つの分野（「農業、森林・林業、水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」）が明示され、関係府省庁が連携して気候変動適応策を推進することとされています。

千葉県の動向

千葉県環境基本計画

千葉県は、2008（平成20）年3月に2008（平成20）年度から2018（平成30）年度を計画期間とする「千葉県環境基本計画」を策定しました。その後、県の自然環境や生活環境をめぐる状況の変化、新たな課題への対応の必要性を受け、策定から7年が経過した2015（平成27）年3月に、計画の見直しを行い、「千葉県環境基本計画（改訂版）」を策定しました。さらに、2018（平成30）年度の計画期間終了に伴い、2019（平成31）年3月に新たな「千葉県環境基本計画」の策定を実施したところです。

新たな「千葉県環境基本計画」では、目指す将来の姿「みんなでつくる『恵み豊で持続可能な千葉』～」に向けて、基本目標として、「地球温暖化の推進」、「循環型社会の構築」、「豊かな自然環境と自然との共生」、「野生生物の保護と適正管理」、「安全で安心な生活環境の保全」の5つを掲げ、環境・経済・社会的課題の同時解決に向け、分野横断的に施策を開拓していくことが明記されています。

自然共生社会の形成に向けた取組

千葉県では2008（平成20）年3月に「生物多様性ちば県戦略」を策定し、「行政と多様な人々が一体となって生物多様性を保全・再生し、子どもたちとその未来のために、さまざまな生物・生命（いのち）がつながり、資源・エネルギーを持続させ、豊かな自然と文化が守り育まれる社会」を目指すとしています。

また、印旛沼の水質浄化に向けて、2015（平成27）年度までに6期にわたる「湖沼水質保全計画」を策定し、印旛沼水質保全協議会で各種施策を総合的に推進してきましたが、環境基準達成には、より一層の水質改善が必要であることから、「湖沼水質保全計画（第7期）」を2017（平成29）年に策定し、印旛沼のCOD（年平均値） 10mg/l を2020（令和2）年度までの短期目標としています。引き続き、印旛沼流域水循環健全化会議や流域市町と連携・協力を図りながら、下水道の整備、高度処理型合併処理浄化槽の設置促進等による生活排水対策や流出水対策、印旛沼や流入河川等における浚せつ、沼の水質汚濁メカニズムの解明や水質浄化技術に係る調査研究など、総合的な水質保全対策を推進しています。

循環型社会の構築に向けた取組

循環型社会の形成に向けた取組として、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進、廃棄物の適正処理の推進と不法投棄の防止、残土の適正管理、再生土への対策の推進に関する施策を展開しており、具体的な取組として、2R（リデュース・リユース）、食品廃棄物の削減、レジ袋や紙コップなどの使い捨て容器包装の減量化などを促進する「ちばエコスタイル」を推進するなどしています。

地球温暖化対策の取組

新たな「千葉県環境基本計画」では、地球温暖化対策の取組として、再生可能エネルギー等の活用、水素社会構築、省エネルギーの促進、温暖化対策に関する都市・地域づくり等の促進、気候変動への適応に関する施策を展開していくこととしています。

2016（平成28）年度には、関係企業や県内金融機関・大学・市町村等で構成するプラットフォーム（情報共有、具体的な取組等検討の場）を設置し、水素社会構築に向けて取組んでいるほか、2018（平成30）年3月には、「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」を定めました。

2 市内の環境の現状

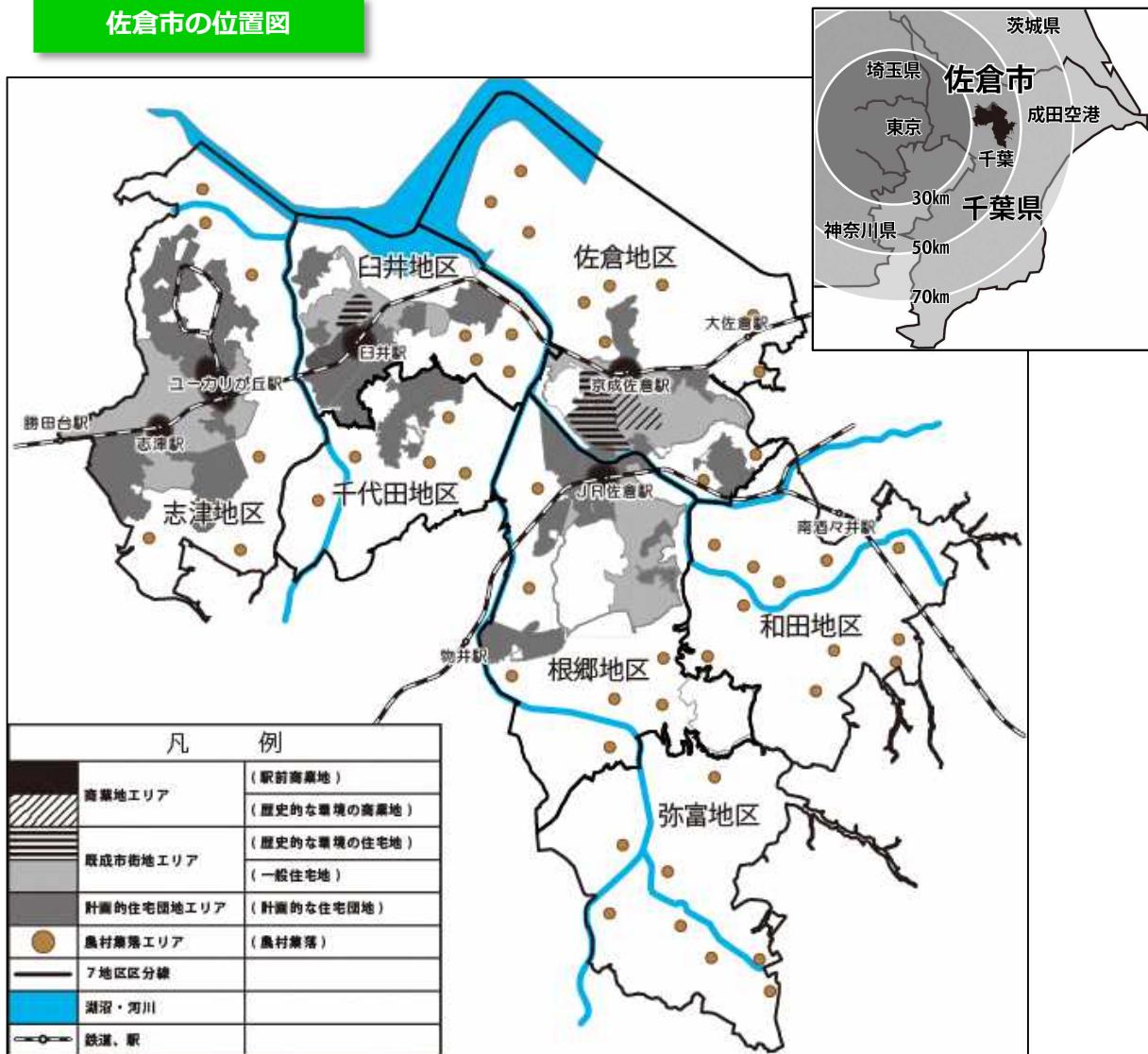
市内の主な社会動向、環境を取り巻く現状は、次のとおりです。

位置

佐倉市は、千葉県北部、下総台地の中央部に位置し、都心から約40km、成田国際空港から約15km、千葉市から約20kmの距離にあります。

面積は約104km²で、北部は印旛沼に川が注ぎ、西部は首都圏のベッドタウン、東部・南部は農村地帯が広がる中、工業団地が立地し、緑豊かな自然と都市の利便性を共に享受できるまちです。

佐倉市の位置図



社会環境

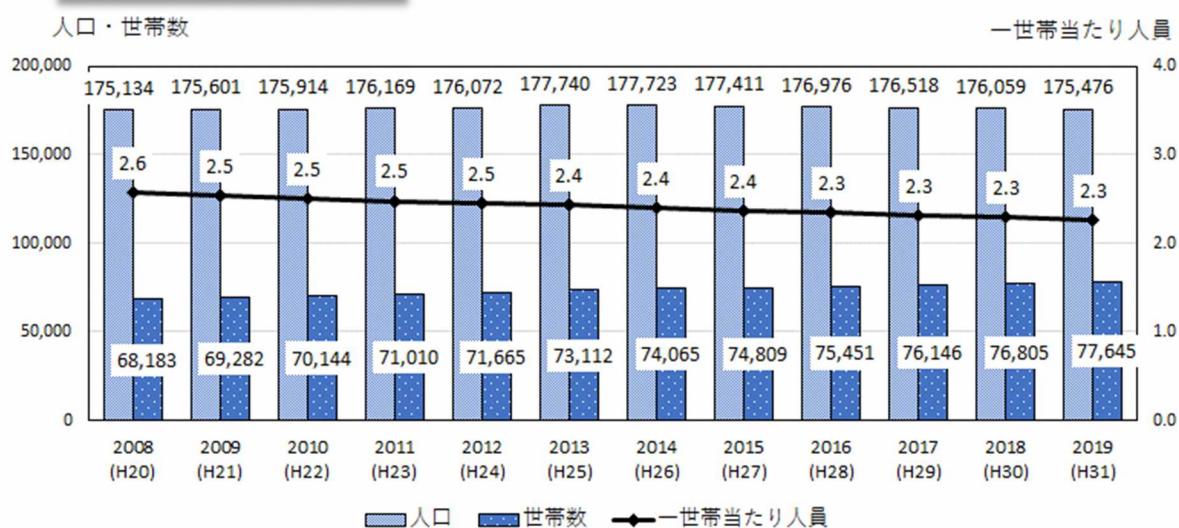
人口動向

本市の人口および世帯数は、2018（平成30）年3月末現在で176,059人、世帯数は 76,805世帯となっており、総人口は、2013（平成25）年まで 増加傾向にありましたが、以降は減少傾向に転じています。世帯数は増加傾向にありますが、核家族化の進行や 単身世帯の増加の影響などにより 1世帯あたりの人員は減少傾向にあります。また、2018（平成30）年の年少人口比率は12%、老人人口比率は30%であり、県平均（それぞれ13%、26%）を上回るペースで少子高齢化が進行しています。

佐倉市人口ビジョンでは、今後も減少傾向で推移すると予測しており、2030（令和12）年には人口161,853人、老人人口比率34.7%と超少子高齢社会が到来するとしています。

また、本市は鉄道駅を中心とする市街地とその外側に農村集落が点在する都市構造となっていることから、市内各地区で人口集積や少子高齢化の傾向が異なっています。

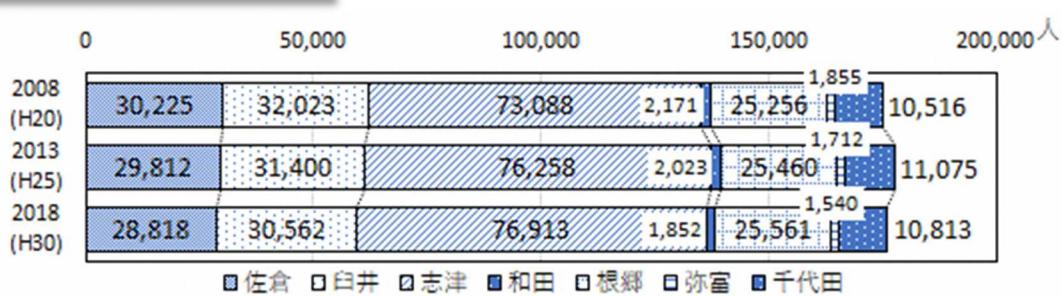
人口・世帯数の推移



注：各年3月末時点。2013（平成25）年3月末分より集計方法変更により外国人が加算されている。

資料：住民基本台帳人口

地区別人口の推移



注：各年3月末時点。2013（平成25）年3月末分より集計方法変更により外国人が加算されている。

資料：住民基本台帳人口

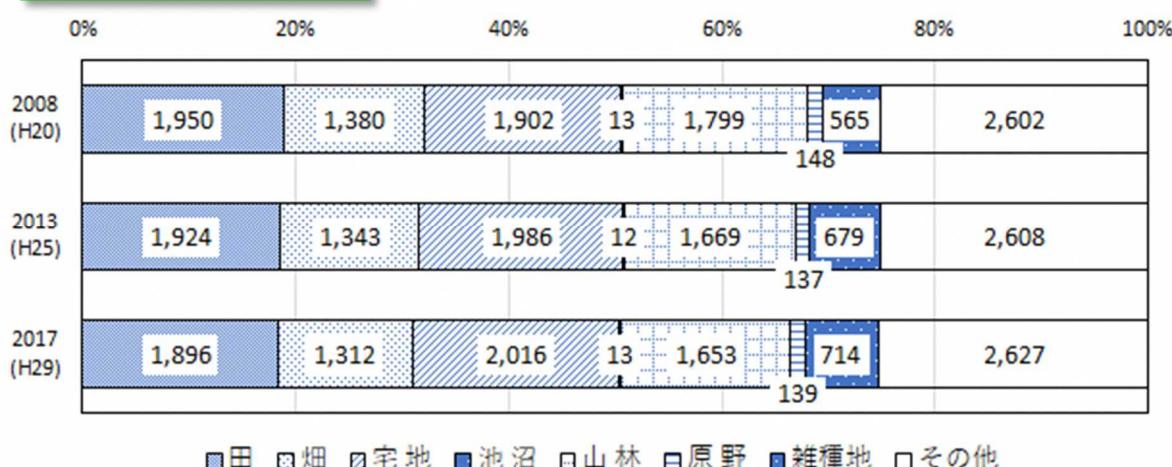
土地利用

本市の市域面積は10,369haで、全域が都市計画区域に指定され、およそ1/4が市街化区域となっています。そのうち、8割以上が住居系用途地域で、工業系が約14%、商業系が約4%です。

地目別の土地利用では、田畠、山林などの自然的土地区分が面積の約半分を占め、直近10年間で大きな変化はありません。しかし、農家数の減少から経営耕地面積が減少するとともに、従事者の高齢化や後継者不足などにより田畠の耕作放棄地が増加しています。

地目別土地利用の推移

単位：ha



■田 □畑 □宅地 ■池沼 □山林 □原野 ■雜種地 □その他

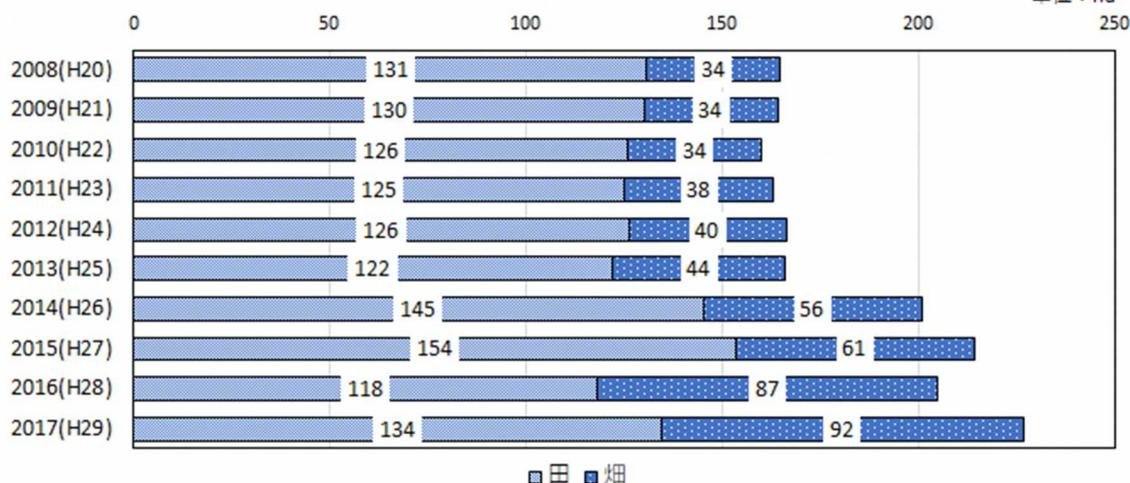
注：土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録された土地の面積に非課税地の面積を加えたもの。

単位以下四捨五入してあるため、総数と内訳が一致しない場合がある。

資料：千葉県統計年鑑

耕作放棄地面積の推移

単位：ha



■田 □畑

資料：農政課

印旛沼の環境の現状

印旛沼の概要

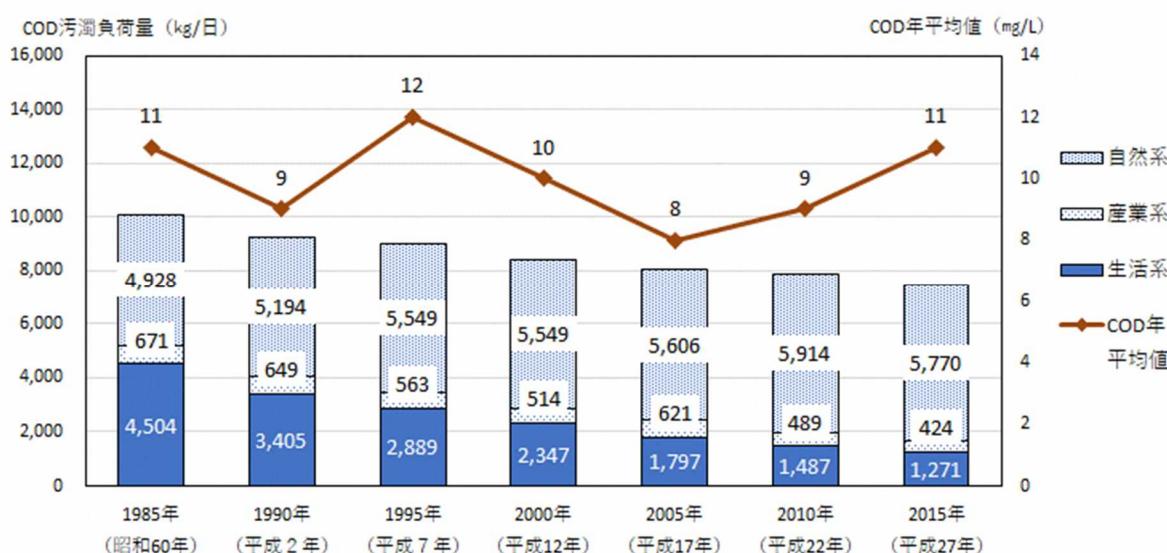
印旛沼は、本市の北東部に位置する面積9.43km²の利根川水系の湖沼で、水道用水として、また、農業用水、工業用水の水がめとして利用されているとともに、内水面漁場及び憩いの場として利用されています。

流域市町は本市を含め11市2町で、本市民域の約94%が流域に含まれます。

本市のかけがえのない財産となっている印旛沼ですが、昭和40年代以降、干拓事業に伴う水面の縮小、人口の増加や市街地の発展に伴う家庭や工場・事業所からの排水による負荷の増大などにより水質が悪化していました。

印旛沼流域の有機汚濁の指標のひとつであるCOD値（年平均値）の推移を見ると、環境基準（3mg/l）に対し、8～12mg/lで推移しており、2011（平成23）年度から2017（平成29）年度まで7年間連続で全国の湖沼の中で最も高い値となっています。また、全窒素、全リンについても環境基準を超過する状況が続いています。

印旛沼流域における COD 年平均値及び系統別汚濁負荷量の推移

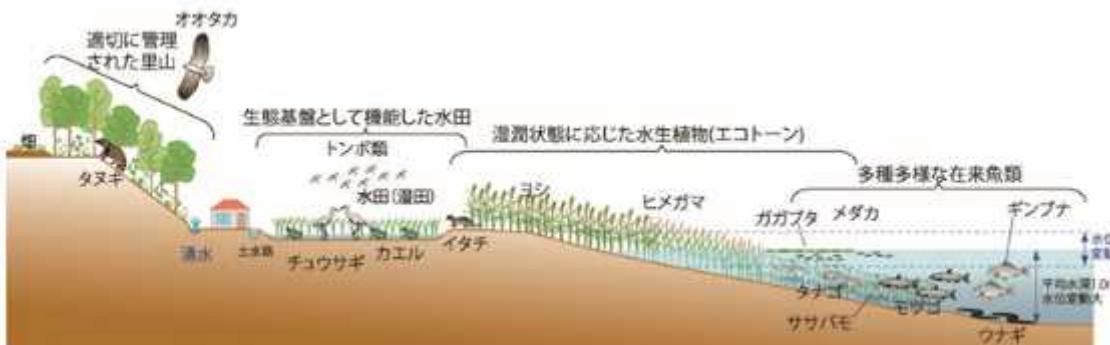


資料：佐倉市環境白書

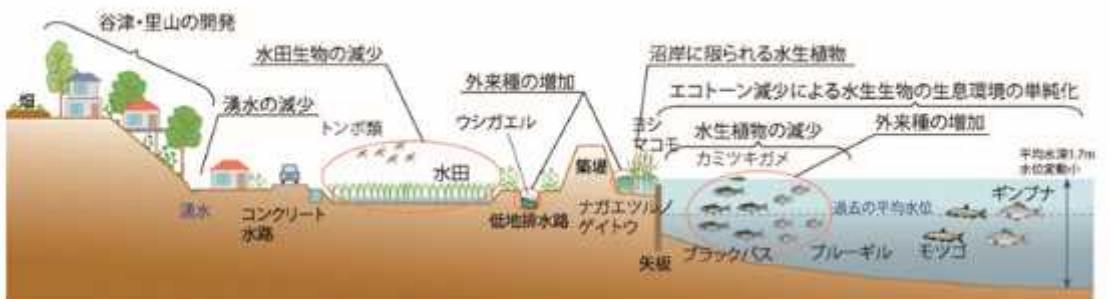
また、1955（昭和30）年の印旛沼周辺には、陸～水際～沼において様々な生物（メダカ、タナゴなどの魚類、ササバモ、ガガブタなどの水生植物等）が生息・生育し、豊かな生態系が維持されてきましたが、印旛沼の水質の悪化や沼周辺の土地利用の変化などに伴い、在来の生物種が減少し、ナガエツルノゲイトウやカミツキガメなどの特定外来生物をはじめとする外来種が多く見られるようになっています。

印旛沼流域における生物多様性の変化

<過去：昭和30年代>



<現在>



資料：印旛沼流域水循環健全化計画（印旛沼流域水循環健全化会議）

汚濁の現状と再生に向けたこれまでの取組

印旛沼及び流域河川の水質悪化をもたらす汚濁発生源には、大きく分けて一般家庭などの生活系、工場及び事業場などの産業系、山林、畠、水田、市街地等などの自然系の3つがあります。下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備による生活排水対策の推進、水質汚濁防止法及び千葉県環境保全条例による工場・事業場の排水規制等により、生活系や産業系の汚濁負荷量は減少傾向を示していますが、自然系の汚濁負荷量は増加傾向を示しています。

このほかの汚濁の要因として、印旛沼は、長年にわたり水中や底泥に蓄積した窒素及びリンにより超富栄養化した状態にあります。この状況が引き起こす藻類の大量発生、いわゆる内部生産が、水質の悪化に大きく影響していると考えられます。

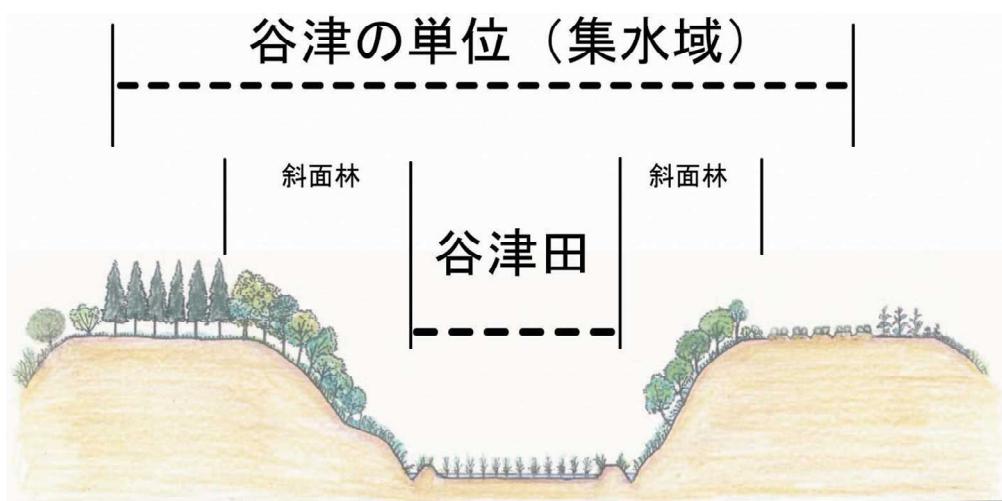
千葉県が主導する印旛沼水質保全協議会（湖沼水質保全計画）や印旛沼流域水循環健全化会議（印旛沼流域水循環健全化計画）等により、流域の住民・市民団体、専門家、関係機関、行政（国、千葉県、流域市町）等による活動が、1985（昭和60）年以降、継続的に実施されているところですが、水質改善、自然環境の再生には至っていないのが現状です。

自然環境

地形・地質、水系

本市の地形は、標高30～35mの下総台地と印旛沼低地で構成されており、台地は北から南へ向かうほど徐々に高くなっています。水系は、鹿島川、手織川、小竹川など、市内の水系の多くが印旛沼に注いでいます。下総台地では、鹿島川と手織川からの支流が樹枝状に広がり、台地を侵食して大小の谷を刻み、谷津を形成することで、複雑かつ特徴的な地形を生み出しています。これらの河川は、下総台地の湧水を水源としており、台地の裾や谷津周辺には多くの湧水地が認められます。

谷津の模式図



動植物

谷津が織りなす複雑かつ特徴的な地形は、多様な野生動植物の生息・生育場所となっています。

市内の植生は、斜面から台地上にかけてはコナラ、イヌシデ、クヌギなどの落葉広葉樹林、台地上にはスギ・ヒノキ植林やシイ・カシの照葉樹林、ムクノキ・ケヤキなどの高木があり、ヤマザクラやコブシ、カエデ類、林床の草本類とともに四季おりおりの里山に彩りを添えています。

多様な植物群落は動物の餌場にもなっており、オオタカやサシバなどの猛禽類やタヌキやイタチなどのほ乳類の生息が確認されています。さらに、ゲンジボタル、ホトケドジョウ、キンラン、カタクリなどの貴重な動植物の生息・生育も確認されています。

一方、アライグマやハクビシンなどの外来生物による被害が増加しています。

環境負荷

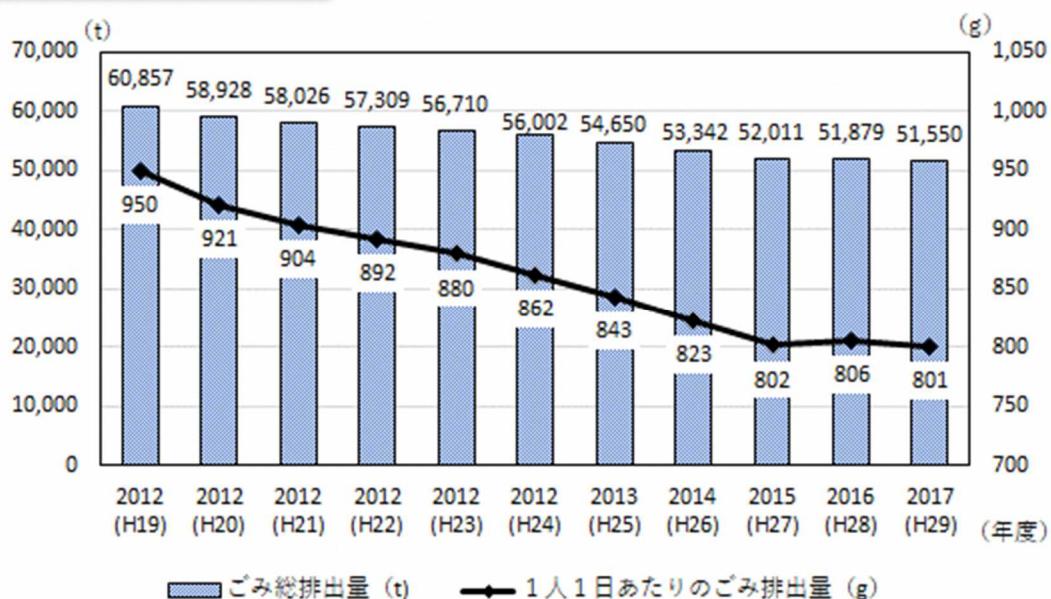
河川水質

本市の河川（手縫川、鹿島川、高崎川）のBODを指標とした有機汚濁の状況は、下水道の整備や高度処理型合併処理浄化槽の普及により、概ね環境基準を満たす良好な状態で推移しております、水質の改善が進んできています。

廃棄物

本市のごみ総排出量は、2012（平成24）年度で約56,000tでしたが、2016（平成28）年度には52,000tを割り込み、年々減少傾向にあります。1人1日当たりの排出量についても、2012（平成24）年度の862gから2016（平成28）年度は806gと減少しており、全国平均（925g）、千葉県平均（913g）よりも低い値となっています。しかし、近年は下げ止まつており、2016（平成28）年は1人1日当たりの排出量は微増しています。また、資源化量とリサイクル率は、年々減少している状況です。

ごみ総排出量の推移



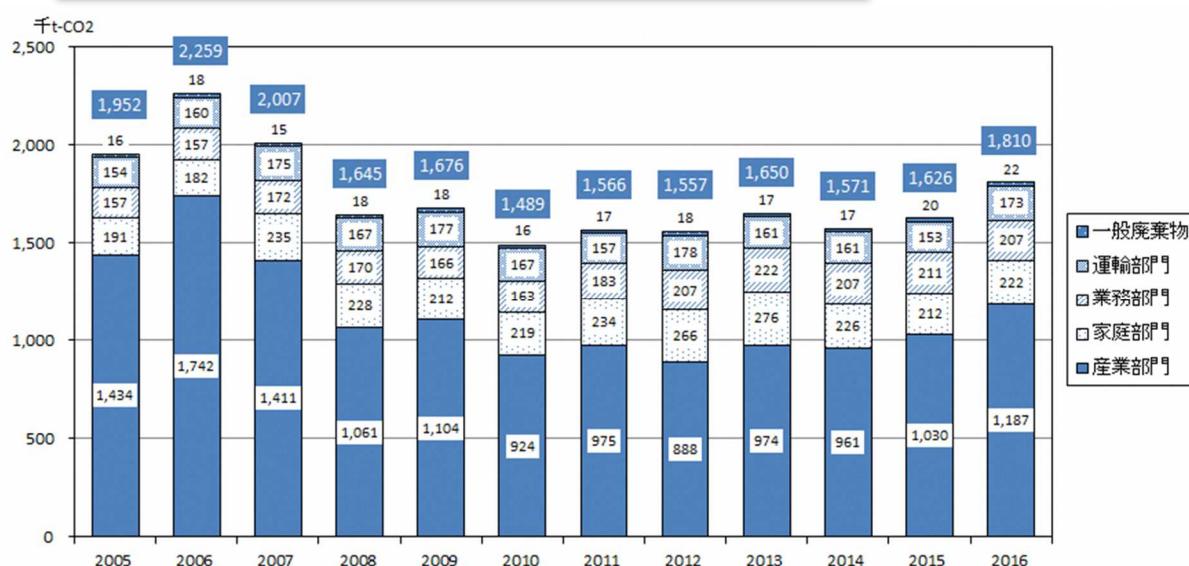
資料：廃棄物対策課

温室効果ガス

本市から排出される温室効果ガス排出量の総量は、2006（平成18）年の2,259千t-CO₂をピークとして、2008（平成20）年までは減少していましたが、それ以降は増減を繰り返しながら推移しており、2016（平成28）年の総排出量は、1,810千t-CO₂となっています。

4つの工業団地を有する本市は、産業部門からの排出量が総排出量の約6割を占めています。部門別の排出量の推移をみると、「産業部門」、「家庭部門」で増減を繰り返しながら推移しており、「業務部門」は増加傾向、「運輸部門」は減少傾向が見られます。

温室効果ガス総排出量及び部門別二酸化炭素排出量の推移



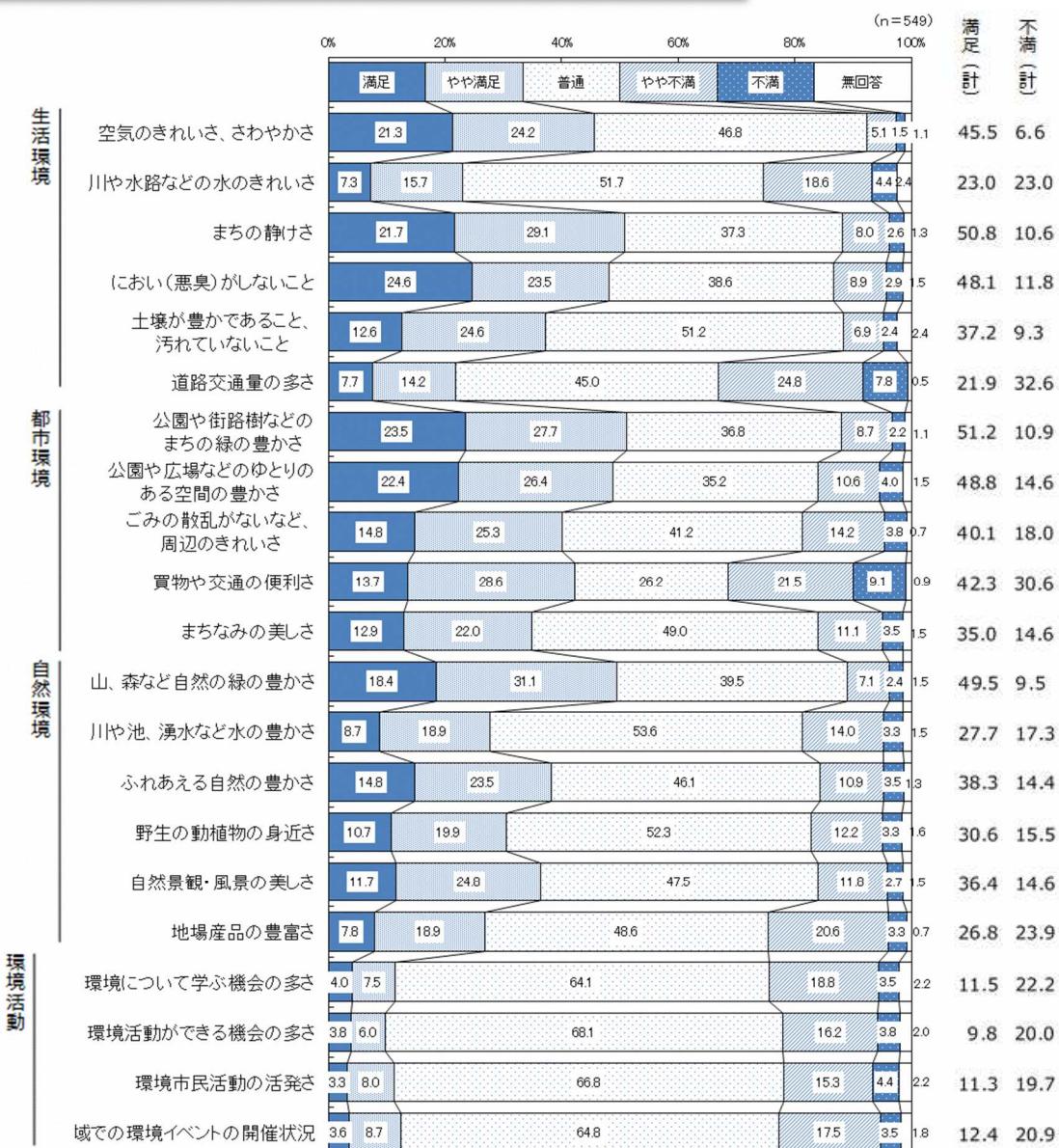
3 環境に関する市民・事業者の意識

市内の環境に関する市民・事業者の意識は、次のとおりです。

地区の環境について感じていること

市民アンケート調査において地区の環境について感じていることを聞いたところ、『満足、やや満足』と回答した割合は、「公園や街路樹などのまちの緑の豊かさ」、「まちの静けさ」、「山、森など自然の緑の豊かさ」、「公園や広場などのゆとりのある空間の豊かさ」、「におい（悪臭）がしないこと」で約5割となっています。

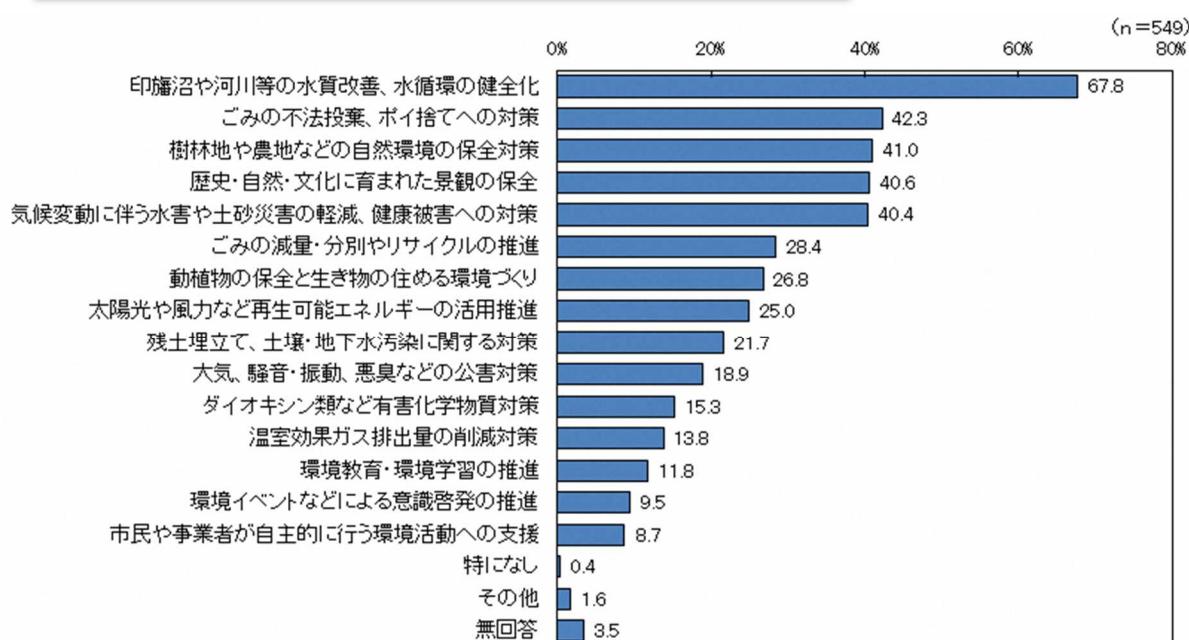
地区の環境について感じていること（市民アンケート調査）



市が重点的に取り組むべき環境対策

市が重点的に取り組むべき環境対策を聞いたところ、市民、事業者とも「印旛沼や河川等の水質改善、水循環の健全化」が最も高く、次いで、「ごみの不法投棄、ポイ捨てへの対策」、「樹林地や農地などの自然環境の保全対策」、「歴史・自然・文化に育まれた景観の保全」などが上位にあがっています。

市が重点的に取り組むべき環境対策（市民アンケート調査）



市が重点的に取り組むべき環境対策（事業者アンケート調査）



4 前計画の進捗評価

前計画の取組が実施され、達成すべき環境像の実現へとつながっているかどうか、さらに重点的取組の達成状況について総合評価を実施しました。

評価は、環境指標の達成状況及び環境に関する市民意識調査の結果をふまえ、A～Cの3段階評価としました。

- A：前計画の方針、事業を継続
- B：前計画を継続しつつ、一部の事業内容等を見直し
- C：前計画の方針、事業内容等を再検証

① 田園の魅力と都市の魅力が調和したまち

評価結果	評価
<p>「田園の魅力と都市の魅力が調和したまち」を目指し、平成23年3月に策定された佐倉市都市マスタープランにおいて、「都市と農村が共生するまち佐倉」を将来像として掲げ、また、平成29年12月には、「歴史・自然・文化をつなぐ みんなで育む 佐倉らしい景観」を基本理念とする佐倉市景観計画を策定するなど、関連計画と整合を図りながら取組を進めています。</p> <p>市民アンケート結果でも、市の景観に対する市民の満足度は高い評価となっています。</p> <p>現状の高い市民満足度を維持していくために、今後も継続して、総合的な視点をもちながら市の環境づくりを進めていくことが必要です。</p>	A

② 自然を守り育てるまち

評価結果	評価
<p>「自然を守り育てるまち」を目指し、自然環境、みどり、良好な水辺や水循環、生物の生息空間の保全・回復・創出などに向けた取組を進めているところですが、一部未実施となっています。特に、生物の生息・生育環境の保全・創出とパートナーシップによる自然環境の保全・創出について未実施の取組が多くなっています。</p> <p>市民アンケート結果でも、自然環境についての満足度や環境活動についての満足度がやや低くなっています。</p> <p>今後は、市民、事業者、市を含めた地域の連携により、既存の取組で進捗が滞っているものについて、推進していく必要があります。</p>	B

③環境への影響を自覚して暮らすまち

評価結果	評価
<p>市内の環境負荷の監視・把握、負荷や影響を削減する仕組みづくり、公害対策の推進、エネルギーの有効利用の推進、水資源の有効利用と排水負荷の低減、廃棄物の減量・再資源化の推進、土壤・環境汚染防止対策の推進などの取組を進めているところです。しかしながら、環境負荷の監視・把握とパートナーシップによる推進に関する取組について、未実施のものが多くなっています。</p> <p>市民アンケート結果でも、生活環境についての満足度や環境活動についての満足度がやや低くなっています。</p> <p>今後は、既存の取組で進捗が滞っているものについては推進し、パートナーシップにより推進可能な取組も実施していくことが必要です。</p>	B

④歴史と文化を知り、伝え、創りだすまち

評価結果	評価
<p>「歴史と文化を知り、伝え、創りだすまち」を目指し、歴史資産に関する情報収集、保全・活用、継承・創出のための取組を推進しているところです。1つを除いて取組は進められていますが、進捗にはばらつきが見られます。</p> <p>市民アンケート結果では、まちなみの美しさについての満足度は高くなっています。</p> <p>今後は、引き続き市民の高い満足度を維持していくため、自然環境や歴史資産の保全・活用の取組を推進していくことが必要です。</p>	B

⑤人が生き、暮らしを楽しむまち

評価結果	評価
<p>「人が生き、暮らしを楽しむまち」を目指し、住民意向の把握と対応の充実、気配りのあるまちづくり、みんなにやさしい地域環境づくり、コミュニティづくりについての取組を進めているところです。しかしながら、地域環境づくりに関する取組において、未実施や計画を下回る実施状況のものが多くなっています。</p> <p>市民アンケート結果では、生活環境や都市環境についての満足度はおおむね高い評価となっていますが、環境活動についての満足度はやや低くなっています。</p> <p>今後は、既存の取組で進捗が見られないものについて、進めていくことが必要です。</p>	B

⑥環境づくりをみんなで進めるまち

評価結果	評価
<p>「環境づくりをみんなで進めるまち」を目指し、情報の共有、環境教育・学習の推進、パートナーシップに基づく環境実践の推進、仕組みづくりに関する取組を進めています。しかしながら、環境教育・学習の推進や市民・事業者などが参加できるようなパートナーシップ構築に関する取組について、未実施が比較的多くなっています。</p> <p>市民アンケート結果でも、環境活動についての満足度は低くなっています。</p> <p>今後は、市民、事業者、市のパートナーシップを構築し、環境活動などを推進するための取組を強化していくことが必要です。</p>	B

重点的取組の達成状況

① 佐倉らしさとしての自然環境の保全と活用

評価結果	評価
<p>谷津環境保全指針の策定、農地や斜面林の緑の保全ための仕組みづくり、印旛沼と谷津をめぐる水系の保全などの取組を進めているところですが、達成目標としている項目について、約半数が未実施となっています。</p> <p>市民アンケート結果では、生活環境、都市環境、自然環境についての満足度は比較的高くなっています。</p> <p>今後は、更なる市民の満足度向上に向けて、自然環境の保全・活用に関する取組を推進していく必要があります。</p>	B

② 環境パートナーシップの形成

評価結果	評価
<p>環境に係わる啓発・学習活動の推進、パートナーシップのための仕組みづくりに向けた取組を進めているところですが、達成目標のうち、パートナーシップのための仕組みづくりに関するもの（環境情報システムの整備、市民・事業者主催によるさくら環境井戸端会議の開催）が未実施となっています。</p> <p>市民アンケート結果でも、環境活動についての満足度は低くなっています。</p> <p>今後は、パートナーシップのための仕組みづくりを強化し、市民、事業者が環境活動に携われる機会を創出するような取組が期待されます。</p>	B

5 計画策定にあたっての課題と対応

本計画は、これまでの取組を継続・推進することを基本としながら、社会情勢の変化や市民ニーズなどをふまえ、「自然共生社会」「循環型社会」「安心・安全社会」「低炭素社会」「環境保全活動」の5つの分野における課題とそれに対する対応方針を明示します。

今日の環境・経済・社会的課題が複雑に絡み合っている状況においては、SDGsの考え方を活用して分野横断的に施策を展開し、これらの課題の同時解決を目指すことが必要です。

自然共生社会の課題と対応

印旛沼の水循環の維持・回復

印旛沼流域は、下総台地とこれを侵食している谷津、谷津に面した斜面や崖から構成されています。台地は保水性・透水性の優れた関東ロームと呼ばれる土層で覆われ、台地や斜面に沿った雨は地表水として流下したり、地下へ浸透して、湧水となって印旛沼に流入します。

印旛沼流域では、このような地形を背景とした谷津や斜面からの豊富な湧水が、流域の自然環境や人の暮らしの基本的な要素となっており、本市での市民生活や経済活動を支える水道水は、約6割が自己水源の井戸からくみ上げた地下水となっています。また、印旛沼流域に降った雨水や私たちの生活や産業活動から出る排水は、河川や水路、地下水のいずれかを経て、その多くが印旛沼に流れ込んでいます。

水が本市のみならず、人類共通の財産であることを再認識し、雨水の貯留やかん養能力を持つ農地、森林の保全を図り、水が健全に循環し、そのもたらす恩恵を享受できるよう、水資源の保全に努めていく必要があります。

特に、本市の自然の象徴的な存在である印旛沼の水質改善に向けて、県を含めた流域市町と連携を図りながら水質浄化に向けた様々な対策を実行していますが、明確な成果は現れておらず、引き続き水質改善に向けた努力が必要となっています。

印旛沼をめぐる多様かつ困難な課題の解決には、国や県、流域市町と連携して、水循環や水質浄化に向けた対策を推進するほか、市をはじめとして、市民、事業者など、多様な主体による自主的な行動をさらに活性化することが必要です。

生物多様性の保全

下総台地と印旛沼低地で構成された本市は、鹿島川と手織川からの支流が樹枝状に広がり、台地を侵食して大小の谷を刻み、谷津を形成することで、複雑かつ特徴的な地形が形成され、多様な動植物の生息・生育環境となっています。市内の谷津では、ニホンアカガエルやトウキヨウダルマガエル、サシバをはじめとする希少な動植物の生息・生育が確認されています。

本市では、市と市民団体が協働して、保全管理作業や動植物の観察、生物調査など、谷津田や斜面林の田園環境の回復・整備に取り組んでおり、希少な動植物の確認数が増加するなど豊かな自然環境が復元しつつあります。

一方、カミツキガメ、ナガエツルノゲイトウなどの特定外来生物が増加しており、地域固有の生物や生態系にとって大きな脅威となっています。

また、私たちの暮らしは多様な生物が関わりあう生態系から得られる恵みによって支えられていることから、生物多様性を守り、保持していくとともに、生物多様性の大切さを市民に広く周知していく必要があります。

みどり・水辺の保全

本市の豊かな自然は、歴史・文化と並ぶ本市の魅力のひとつとして、多くの市民に親しまれていますとともに、健康を含む市民の様々な生活の質（QOL^{※1}）の向上にも貢献しています。

中でも印旛沼や谷津に代表される田園風景は、水と緑に恵まれた本市の特性を形づくる重要な環境要素です。

谷津をはじめとする豊かな自然や里山景観は、自然のままに放置して得られたものではなく、水田や水路、そして斜面林の季節的な維持管理、野焼き、除草、かつての炭焼き、山菜採りなどといった、人々の自然と共生する生産・生活活動を通じた働きかけによって、植生が保たれ、継承されてきた貴重な資産です。

しかしながら、農業活動の縮小などに伴って、これら先人たちが築き上げてきた里山環境は、荒廃、消滅の危機に瀕しています。

また、本市の環境のシンボルとも言える印旛沼は、水質汚濁や特定外来生物の増加などによるイメージの悪化や、水辺に近寄れる場所が少なく親水性に乏しいことから、人と沼の関りが希薄化し、市民の愛着も失われつつあります。

そのため、谷津の改変や耕作放棄地の増加を最小限にとどめるとともに、かつての景勝地としての印旛沼の面影を取り戻すべく、今ある自然を守り、育てるとともに、市民が自然とふれあい、その恩恵を実感できる機会と場を提供していく必要があります。

※1 クオリティ・オブ・ライフ（Quality of Life）の略。物理的な豊かさやサービスの量、個々の身辺自立だけでなく、精神面を含めた生活全体の豊かさと自己実現を含めた概念。

循環型社会の課題と対応

ごみの減量化

本市では、ごみの減量化・資源化に向けて3R運動を推進しており、本市のごみの排出量は2016（平成28）年度で51,879tと減少傾向で推移しています。1人1日当たりのごみ排出量は806gで、全国平均925g、千葉県平均913gと比べても少ないとから、3R運動の取組は一定の成果を収めているといえます。

しかしながら、リサイクル率が低下傾向にあるなど、さらなる改善が必要な取組もあります。引き続き、排出抑制（リデュース）や再使用（リユース）に取り組み、ごみが排出される前の段階で「ごみを作らない」というライフスタイルやビジネススタイルの普及に努めつつ、ごみとして排出されたものを再生利用（リサイクル）するなど、より一層のごみ減量化を進めていく必要があります。

食品ロスの削減

国内における食品廃棄量のうち、まだ食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」は、2017（平成29）年で約646万t発生しているとされており、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の年間食料援助量約320万t（2014（平成26）年）を大きく上回る量です。これは、日本人1人当たりに換算すると、お茶碗約1杯分（約139g）の食べ物が毎日捨てられている計算になります。

そのため、2019（令和元）年5月に成立した「食品ロス削減推進法」では、食品生産から消費までの各段階で食品ロス減少へ取り組む努力を「国民運動」として位置づけられたほか、千葉県の「ちば食べきりエコスタイル」をはじめ、全国の自治体において食品ロス削減に向けた取組が広がりつつあります。

本市においても、さらなるごみ減量の推進に向けて、食品ロス削減に向けた取組を強化していく必要があります。

プラスチックごみへの対応

私たちの生活のあらゆる場面で利用されているプラスチックですが、海洋には、合計で1億5,000万tのプラスチックごみが存在すると推定され、さらに毎年800万t以上のプラスチックがごみとして海洋に流れ込んでいます。これらのプラスチックは自然界の中で、半永久的に完全に分解されることなく存在し続けることから、既に海の生態系に甚大な影響を与えているなど世界的な問題となっています。

日本は、1人当たりの容器包装等プラスチックの発生量が世界で2番目に多く、世界第3位のプラスチックの生産国として、世界の海洋プラスチックごみ問題の一因を作りだしています。

そのため、プラスチック製品の生産・使用の削減、特に、廃プラスチックの約半分を占めるレジ袋やペットボトルなどの「使い捨てが中心の容器包装等のプラスチック」の使用削減に向けた一層の取組が必要となっています。

ごみの効率的な収集

本市における家庭からのごみの収集は、市内各集積所を巡回して収集するステーション方式となっていますが、近年、集積所数が増加しており、収集時間や収集ルートなど収集運搬作業の効率化が必要となっています。

また、高齢者などごみ出しに困難を伴う市民への対応等も含めて、よりよい収集の方法について検討を進めていく必要があります。

安心・安全社会の課題と対応

公害対策

本市では、大気、水質、騒音、振動及び放射線量について、監視を定期的に行ってています。

これらの公害については、概ね環境基準を達成し、良好な環境が維持されていることから、引き続き、監視を継続するとともに、法令に基づく公害防止に向けた事業所・工場などへの指導の実施や環境保全協定の締結等による事業者の自主的な環境配慮への取組の拡大を行い、健康被害への懸念を払拭し、安心・安全に暮らせる居住環境を確保していく必要があります。

また、印旛沼流域の汚濁負荷量は、生活系や産業系からの汚濁負荷量は、公共下水道の整備や事業所・工場の自主的な排水対策が進んだことで、年々減少傾向を示していますが、自然系（山林、水田、畠、市街地など）からの汚濁負荷量が増加傾向となっており、自然系からの汚濁負荷量の削減にも取り組んでいく必要があります。

不法投棄・不法ヤード対策

本市では、不法投棄防止のための啓発活動やパトロールを実施しているほか、市民や事業者と連携、協力して、市内の道路や公園などを清掃するゴミゼロ運動を実施しています。

引き続き、ポイ捨てや不法投棄の多い地域を対象とした重点的な取組を検討するとともに、市民や事業者のマナー向上・法令遵守に向けた取組を拡充する必要があります。

千葉県内にあるヤードの約1/4が佐倉市内にあります。全国では一部のヤードにおいて各種法令に違反した行為が行われていることから、千葉県や警察など関係機関や地域と連携した対策の強化が必要です。

地域での生活環境課題

本市では、空き地の雑草の繁茂について、市民からの苦情等により現地を確認し、土地の所有者等に対し雑草除去を要請しています。近年、空き家の増加などから雑草除去要請件数が増えており、対策が必要となっています。

また、ペットの飼育に関わる問題や生活騒音など、一般住民が原因者となる近隣住民間の苦情が増えつつあり、その予防や早期解決を図るための取組が必要となっているほか、ハクビシンやアライグマ、イノシシ等の有害鳥獣による農作物や人、住居への被害防止を図っていく必要があります。

低炭素社会の課題と対応

■ 地球温暖化対策（緩和策）

[省エネ行動の一層の拡充]

本市から排出される温室効果ガス排出量の総量は、2006（平成18）年の2,259千t-CO₂をピークとして、2008（平成20）年までは減少していましたが、それ以降は増減を繰り返しながら推移しており、2016（平成28）年の総排出量は、1,810千t-CO₂となっています。

また、部門別の排出量の推移をみると、「産業部門」、「家庭部門」で増減を繰り返しながら推移しており、「業務部門」は増加傾向、「運輸部門」は減少傾向が見られます。今後は、さらなる排出削減に向けた取組が求められます。

これまで本市では、市民と協働して、家庭におけるエコライフ活動の推進に取り組んできましたが、東日本大震災直後に高まった市民や事業者の省エネ意識が、震災からの時間の経過とともに薄れることなく持続・向上するよう、引き続き省エネ行動を推進していくことが求められます。

[再生可能エネルギーの利用促進]

本市では、2012（平成24）年度より住宅用太陽光発電システムの設置者に補助金の交付を行い、2018（平成30）年度までに2,717kW（655世帯）に導入されました。

引き続き、市内における太陽光・木質バイオマスなどの再生可能エネルギーについて、周囲の自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、利用を促進する施策の検討を進める必要があります。

また、再生可能エネルギーの活用は、災害時における自立分散型の緊急用電源としての利用価値も高いことから、災害に強いまちづくりを進める上でも、より一層の導入拡大が求められています。

[省エネ機器の普及・拡大]

本市では、2013（平成25）年度より蓄電池や家庭用燃料電池（エネファーム）などの設置者に補助金の交付を行い、家庭用省エネルギー設備の普及を推進してきました。

引き続き、市民や事業所に対して、これらの機器の普及や、よりエネルギー利用効率の高い機器への更新や新規導入を促進するとともに、建物の断熱化についても普及・啓発を行っていく必要があります。

[低炭素型まちづくりへの対応]

国の「地球温暖化対策計画」では、地域における地球温暖化対策の推進に当たっては、都市構造を集約型に転換していくことを基本的な方向とし、温室効果ガスを大量に排出することのない低炭素型の都市・地域づくりについて総合的かつ計画的に取り組むことが必要であるとしています。

本市でも立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画に基づき、都市機能の集約化や公共

交通網の再構築等により、効率的で持続可能なまちづくりを行っていくことが必要です。

■ 地球温暖化対策（適応策）

本市では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」について積極的に取り組んでいるところですが、今後は、地球温暖化の影響に備える「適応策」への取組も必要となってきます。

地球温暖化に伴う気候変動により、局地的大雨などによる水害や土砂災害の発生、熱中症や動物が媒介する感染症（デング熱など）の拡大といった健康被害、農作物への影響等も想定されることから、防災、健康・福祉、農業など他分野とも連携し、グリーンインフラを活用した地域の防災・減災力の強化対策や市民の防災意識の向上、熱中症予防の普及・啓発などを実施していく必要があります。

環境保全活動の課題と対応

■ 環境保全活動の定着・拡大

少子高齢化の進行に伴う人口構造の変化は、市税の減収、社会保障経費の増大といった市の財政運営に影響を及ぼすことが予想され、環境分野においても「選択と集中」による限られた経営資源の効率的な行政経営が求められることとなります。

また、本市では、市民に対し、環境保全に関して様々な普及・啓発活動や環境保全行動の実践を促進する取組を実施していますが、環境保全活動への参加者の固定化や高齢化が進むことで、活動の停滞も懸念されます。

今後もこれまで以上に市民、事業者の持つ能力や地域の活力を、環境づくりに生かす取組が求められることから、より多くの市民、事業者が環境保全活動の担い手となるよう、子どもから大人までが気軽に環境保全活動に参加できるプログラムの構築が求められています。

■ 市民、事業者、市の協働や情報共有の推進

本市では、市内の谷津などにおいて、里山の自然環境を復元し、生態系を保全する作業を市民との協働により継続的に実施しています。このような活動によって、一旦は見られなくなったり、減少した多様な生物が確認されるようになっており、将来にわたってこれらの活動を継続し、より充実させていくための仕組みづくりが求められます。

また、市民、事業者、市の3者のパートナーシップにより、よりよい佐倉の環境をつくっていくため、環境に関する情報の共有や、協働の場の構築が求められます。

■ 次世代に向けた環境教育

市民アンケート調査では、5割以上の市民が「道路側溝の清掃や沿道の草刈り」に参加していましたが、「環境に関する学習講座、講演会」に参加したことがある人は1割未満でした。

清掃活動や資源回収などの身近な活動を通じて、私たちの日々の生活様式が、地域や地球の環境にどのように貢献・影響しているのかを知ることで、自らの自発的な行動へと繋がり、日常的な取組からさらなる活動へと拡がっていくことも期待できます。

また、将来の担い手となる子どもたちが、環境について考え、行動することで、保護者や地域への波及効果も期待できることから、子どもたちへの環境教育の充実も重要と考えられます。

SDGsの考え方を取り入れた分野横断的な施策展開について

SDGsの考え方にも示されているとおり、今日のような環境・経済・社会的課題が複雑に絡み合っている状況においては、各分野の目標の達成に向かって取り組みを進めるほか、複数の異なる課題をも統合的に解決するような、分野横断的な視点を持って取り組んでいくことも重要です。

本市における環境分野の取組が、異なる分野の課題の解決にも資することを目指すとき、参考となるのは、国の第5次環境基本計画に掲げられている「重点戦略」です。

国の第5次環境基本計画では、特定の施策が複数の異なる課題をも統合的に解決するような、横断的な「重点戦略」が6つ設定されています。そのうち本市の環境部門でも目指すべき共通の戦略として、主に次の3つがあります。

本計画の施策の推進においては、持続可能な地域社会の構築という大きな目標に向かって、このような視点も念頭に、環境分野のみならず本市の抱える様々な課題への貢献を目指していくものとします。

「国土のストックとしての価値の向上」

- 環境に配慮するとともに、経済・社会的な課題にも対応するような国土づくりを行う。
- 都市のコンパクト化やストックの適切な維持管理・有効活用による持続可能で魅力あるまちづくりを推進する。
- 自然環境が有する多様な機能を有効に活用した防災・減災力の許可等、環境インフラやグリーンインフラ等を活用し、強靭性（レジリエンス）を向上させる。

「地域資源を活用した持続可能な地域づくり」

- 地域資源の質を向上させ、地域における自然資本、人口資本、人的資本を持続可能な形で最大限活用する。
- 資源循環や再生可能資源の活用により、地域循環共生圏の主要な部分の形成に貢献する。

「健康で心豊かな暮らしの実現」

- ライフスタイルのイノベーションを創出し、環境にやさしく、健康で質の高いライフスタイル・ワークスタイルへの転換を図る。
- 森・里・川・海などの自然の価値を再認識し、人と自然、人と人とのつながりを再構築する。

第3章 環境像と基本目標

1 目標とする環境像

前計画の基本方針を継承し、以下を第2次佐倉市環境基本計画において目標とする環境像として掲げます。

**印旛沼をめぐる
私たちの暮らしを理解し、
水と緑とのつきあい方を
みんなで考えるまち**

私たちのまち佐倉は、印旛沼や谷津、樹林地など、豊かな恵みをもたらす自然を享受しながら、都市と農村が共存する緑豊かな田園都市として発展してきました。

その佐倉の豊かな自然のシンボルとも言うべき印旛沼は、動植物の生息の場として、流域の水がめとして、そして市民の憩いの場として、私たちにはかり知れない恵みを与えてきました。印旛沼と沼をとりまく自然と、人を含む生きものたちのつながりが健全に保たれている時、私たちは自然から多大な恵みを受けることが可能となります。

しかし現在、印旛沼をめぐる自然環境は、私たちの生活や事業活動から出る排水による汚濁、流域の森林の減少、外来生物の繁殖、地球温暖化やそれに伴う気候変動など、様々な問題により窮地に立たされています。

印旛沼は、流域の住民や事業者などの暮らしぶり・営み・環境への配慮の姿を映す鏡です。私たちは、印旛沼の姿を見つめ直すことで、私たちの日常生活や事業活動の一つひとつが、印旛沼や沼をとりまく環境—自然環境や地球環境、水や資源の循環—に密接につながっていることに思いを巡らせ、沼をはじめとする佐倉の恵まれた自然と、潤いと安らぎのある生活を享受することができる環境を、時代を超えて、将来へ継承していきます。

2 基本目標

目標とする環境像を達成するために、5つの分野における基本目標とそれが実現した12年後の佐倉市のイメージを描きました。

これらの基本目標と将来イメージのもとで、市民、事業者、市の協働により、目標とする環境像の実現に向けた取組を進めていきます。

基本目標 1

豊かな自然を守り育てるまち [～自然共生社会の実現～]

12年後の将来イメージ

県や流域市町をはじめとして、市民、農業・漁業・観光等沼利用者、事業者、研究機関など多様な主体が連携しながら、印旛沼の浄化と水辺の再生に取り組んだ結果、沼に流れ込む汚濁の量がさらに低減し、多様な動植物が生息する心地よい水辺として、市民や観光客に親しまれる存在となっています。

また、谷津をはじめとする雨水の貯留やかん養能力を持つ豊かな緑が、市民や事業者との協働で保全、再生され、多様な動植物の生態系が維持されていると同時に河川流量の維持や地下水・湧水の保全が図られています。

さらに、これらの身近な自然は、貴重な地域資源として、人々が自然と触れ合う場として活用され、自然体験学習やふるさと文化体験などの講座・イベントが数多く開催されています。

公園の植栽や街路樹など公共の場の緑化に加え、印旛沼や谷津、樹林地などとともに、身近に自然を感じられるまちになっています。

関連する SDGs	他分野との関連
     	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の価値や魅力の向上 ・自然とのふれあいによる健康の維持・増進 ・エコツーリズム、グリーンツーリズム ・環境保全型農業による農産物の付加価値向上 ・農産物の地産地消 ・グリーンインフラによる地域の防災・減災力の強化

基本目標 2

限りある資源を有効に利用するまち [～循環型社会の実現～]

1 2年後の将来イメージ

食品ロスの削減やプラスチックごみによる海洋汚染の防止に向けた意識が高まり、市民や事業者は、ごみになりにくいもの、リユースが容易な商品を販売・購入したり、本当に必要な量だけを購入するなど、市民1人が1日当たりに排出するごみの量が少ないまchinaになっています。

また、リユースの取組が浸透し、ごみとして捨てるものでも資源として活用できるよう分別して排出することが当たり前に行われ、リサイクルも進んだことから、焼却処理されたり、最終処分されるごみの量が減っています。

関連する SDGs	他分野との関連
   	<ul style="list-style-type: none">・健康を含む様々な生活の質（QOL）の向上・環境の保全に寄与する新たなビジネス・安心・安全に暮らせる居住環境・資源回収等による市民活動の活性化・余剰食材のフードバンクでの活用

基本目標3

安心して快適に暮らせるまち

[～安全・安心社会の実現～]

1 2年後の将来イメージ

大気や騒音、放射線などに対する調査・監視・指導の継続や、家庭や事業所などにおける自主的な環境配慮の取組が広がることにより、環境基準が達成され、公害への苦情が減っています。また、事業所・工場などの排水対策、家庭の生活排水対策が進み、河川の水質が改善され、印旛沼に流入する負荷量が減少しています。

市民と関係機関の協力・連携による地域パトロールにより、不法投棄や不正な埋め立て行為が防止されるなど、安全・安心に暮らせるまちになっています。

関連する SDGs	他分野との関連
    	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の価値や魅力の向上 ・健康を含む様々な生活の質（QOL）の向上 ・環境保全型農業による農産物の付加価値向上 ・環境の保全に寄与する新たなビジネス ・安心・安全に暮らせる居住環境

基本目標4

地球環境に配慮したくらしを実践するまち [～低炭素社会の実現～]

12年後の将来イメージ

省資源・省エネルギー型の賢いライフスタイル、ビジネススタイルを選択することは、市民や事業者にとって日常的な習慣になっています。

再生可能エネルギー設備などにより家庭や地域でのエネルギー創出がさらに進み、また、エネルギー創出に加え断熱性などの省エネルギー性能を追求したエネルギー収支がプラスマイナス「ゼロ」の住宅や工場、ビルの建設が進んでいます。

鉄道駅周辺を中心に、生活利便施設などの集積した拠点が形成され、これらの拠点と居住地を結ぶ交通ネットワークの強化などにより、歩いて暮らせる低炭素型のまちづくりが進んでいます。

さらに、集中豪雨に対する防災対策や異常高温に伴う熱中症予防のための意識が高まるなど、気候変動の影響による被害を最小限とする行動が定着しています。

関連する SDGs	他分野との関連
     	<ul style="list-style-type: none">・住居の快適性の向上・コンパクトシティ化による交通弱者対策、渋滞解消、歩行量・自転車利用の増加による健康の維持・増進・環境の保全に寄与する新たなビジネス・省エネ等による事業活動のコスト改善・I C T（情報通信技術）の活用による、テレワークなどの働き方・エネルギーの自立による地域の防災・減災力の強化

基本目標5

協働による環境活動の楽しさを未来に伝えるまち [～環境保全活動の拡大～]

1 2年後の将来イメージ

環境をより豊かにして未来の子どもたちへ引き継ぐために、家庭や学校、職場など様々な場面で、環境問題について学ぶ仕組みが整っています。

また、日々の生活や事業活動によって自らが周囲の環境に及ぼす影響を理解し、環境にやさしい暮らしや環境に配慮した事業活動を実践する市民や事業者が増えています。

子どもから大人まで誰もが気軽に楽しみながら参加できる環境学習会やイベントが数多く開催されるなど、環境学習の機会も増え、市民、事業者、市の協働による環境保全活動が積極的に行われています。

関連する SDGs	他分野との関連
  	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の価値や魅力の向上 ・協働の推進、地域コミュニティの活性化 ・健康を含む様々な生活の質（QOL）の向上 ・活動を通じた健康の維持・増進 ・社会教育、生涯学習の活性化

第4章 環境施策

1 環境施策

目標とする
環境像

水と緑とのつきあい方をみんなで考えるまち
印旛沼をめぐる私たちの暮らしを理解し、

基本目標

1 豊かな自然を守り育てるまち
[～自然共生社会の実現～]

2 限りある資源を
有効に利用するまち
[～循環型社会の実現～]

3 安心して快適に暮らせるまち
[～安全・安心社会の実現～]

4 地球環境に配慮した
くらしを実践するまち
[～低炭素社会の実現～]

5 協働による環境活動の楽しさを
未来に伝えるまち
[～環境保全活動の拡大～]

関連する SDGs





